「2025 年版ファイナンシャルデスクダイアリー」 資料編〈タックスプランニング分野〉 追補情報

「2025 年版ファイナンシャルデスクダイアリー」の掲載資料(タックスプランニング分野)中、「2025 年以降の取扱いは本手帳制作時点では未定。決まりましたら、近代セールス社ホームページでご案内します」としていた箇所について、新しい税制が決まっておりますので、下記のとおりご案内します。また、基礎控除を含め、所得控除の基本的な部分が改正となっておりますので、合わせてご案内します。資料をご利用の際はご注意いただきますようお願いいたします。

①「〈タックスプランニング〉 1. 所得税のポイント」

• P30 [給与所得控除額の速算表]

○給与所得控除額が改正になりました。新しい速算表は下記のとおりです。

給与収入金額	控除額
~190 万円以下	65 万円
190 万円超 ~360 万円以下	収入金額×30%+8万円
360 万円超 ~660 万円以下	収入金額×20%+44 万円
660 万円超 ~850 万円以下	収入金額×10%+110万円
850 万円超	195 万円

P32~33 〔所得税の所得控除額〕

○基礎控除が次のように改正になりました。

合計所得金額	基礎控除額
132 万円以下	95 万円
336 万円以下	88 万円 *

489 万円以下	68 万円*
655 万円以下	63 万円 *
2,350万円以下	58 万円
2,400 万円以下	48 万円
2, 450 万円以下	32 万円
2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	0円

^{*}は、令和7年および令和8年の2年間のみの金額。その後は58万円。

○「特定親族特別控除」が新設されました。これは、居住者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族等(その居住者の配偶者および青色申告者を除くものとし、合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る)で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次の控除額を控除するものです。

	親族等の合計所得金額	控除額
	58 万円超~85 万円以下	63 万円
	85 万円超~90 万円以下	61 万円
	90 万円超~95 万円以下	51 万円
特定親族特別控除	95 万円超~100 万円以下	41 万円
(19 歳以上 23 歳未	100 万円超~105 万円以下	31 万円
満)	105 万円超~110 万円以下	21 万円
	110 万円超~115 万円以下	11 万円
	115 万円超~120 万円以下	6 万円
	120 万円超~123 万円以下	3 万円

〇生命保険料控除に関しては、新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、**令和8年分における**当該一般生命保険料控除の 控除額の計算を次のとおりにするとされました。**令和8年分**ですので注意してください。

年間の新生命保険料	控除額	
30,000 円以下	支払った保険料の全額	
30,000 円超	古りった保険料×1 /2 ±15 000 円	
60000 円以下	支払った保険料×1/2+15,000円	
60,000 円超	本∜~4-保险 約~1~4 → 20,000 円	
120,000 円以下	支払った保険料×1/4+30,000円	
120,000 円超	一律 60,000 円	

- P34 〔妻のパート収入と税金の関係〕

○「夫の税金について」…配偶者控除が受けられるのは、妻のパート収入が 123 万円以下の場合になりました。また、123 万円超 160 万円以下の場合は配偶者特別控除が受けられます。 160 万円超の場合は、配偶者特別控除を受けられますが、収入に応じて控除額が減少します。 ○「妻の税金について」…所得税がかからない妻のパート収入は、160 万円以下になりました。 また、住民税がかからないパート収入については、110 万円以下になりました。

• P34~35 [配偶者控除および配偶者特別控除の控除額]

〇配偶者控除の要件である「配偶者の合計所得金額 48 万円以下」の「48 万円以下」は、「58 万円以下」に改正されました。

〇配偶者特別控除の「配偶者の合計所得金額 48 万円超 95 万円以下」の「48 万円超」は「58 万円超」になります。

• P101 [住宅ローン控除の借入限度額、控除期間、控除率]

〇※2に記載している「子育で特例対象個人」は、令和7年にも延長されました。

・P101 [住宅ローン控除の適用要件]

〇床面積要件の項目の中にある「2023 年 12 月 31 日までに建築確認を受けた新築住宅等」は、「2025 年 12 月 31 日までに建築確認を受けた新築住宅等」になります。

②「<タックスプランニング> 4. 相続税・贈与税のポイント」

・P42 [結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置]

〇期間の欄に「2025 年 3 月 31 日までに拠出」とありますが、この適用期限は「2027 年 3 月 31 日まで」に 2 年間延長となりました。